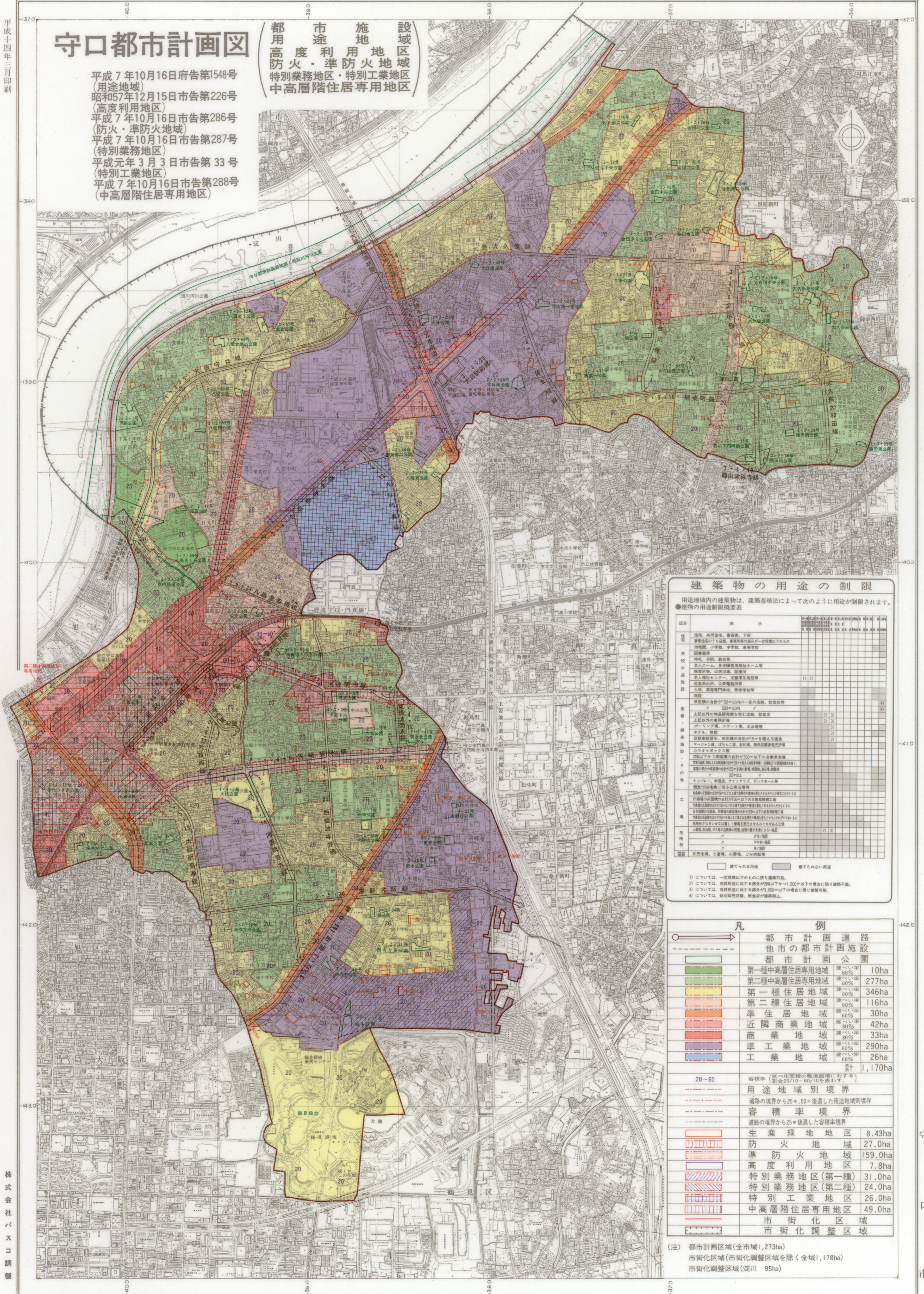


# 守口市全図

## 守口都市計画図

平成7年10月16日府令第154号  
(用途地域)  
昭和57年12月15日市令第226号  
(高度利用地区)  
平成7年10月16日市令第286号  
(防火・準防火地域)  
平成7年10月16日市令第287号  
(特別業務地区)  
平成元年3月3日市令第33号  
(特別工業地区)  
平成7年10月16日市令第288号  
(中高層階住居専用地区)

都市施設地区  
高度利用地区  
防火・準防火地域  
特別業務地区・特別工業地区  
中高層階住居専用地区



### 建築物の用途の制限

用途地域内の建築物は、建築基準法によって次のように用途が制限されます。

●建築物の用途制限概要表

区分	例	注
住宅	住宅、共同住宅、寄附舎、下宿	用途地域の用途制限表(1)に定めるもの
第一種中層住居専用	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	
第二種中層住居専用	神社、寺院、教会等	
第一種住居	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	
第二種住居	療養所等、公衆浴場、診療所	
準住居	老人福祉センター、児童厚生施設等	(1)(2)
近隣商業	商業施設、公園遊技場等	
商業	大学、高等専門学校、専門学校等	
準工業	病院	床面積の合計が150㎡以内の一定の店舗、飲食店等 (4)
工業	500㎡以内	(4)
生産緑地	上記以外の用途制限表(2)に定める用途、飲食店	(2)(3)
防火	上記以外の用途制限表(2)に定める用途	(2)(3)
準防火	ボート場、スケート場、水泳場等	(2)(3)
特別業務	ホテル、旅館	(3)
特別工業	自動車修理工場、床面積の合計が15㎡を超える倉庫	(3)
中高層階住居専用	マンション、ビル、二層、射撃場、競技場等	(3)
市街化調整	カラオケボックス等	(3)
市街化区域	2階以下かつ床面積の合計が300㎡以下の自動車庫	(3)
市街化調整区域	商業施設、公園遊技場等	(3)
市街化調整区域	用途制限表(注)に定める用途	(3)
市街化調整区域	用途制限表(注)に定める用途	(3)
市街化調整区域	用途制限表(注)に定める用途	(3)
市街化調整区域	用途制限表(注)に定める用途	(3)
市街化調整区域	用途制限表(注)に定める用途	(3)
市街化調整区域	用途制限表(注)に定める用途	(3)
市街化調整区域	用途制限表(注)に定める用途	(3)
市街化調整区域	用途制限表(注)に定める用途	(3)
市街化調整区域	用途制限表(注)に定める用途	(3)
市街化調整区域	用途制限表(注)に定める用途	(3)

1) については、一定規模以下のものに限り適用可能。  
2) については、用途制限表に定める用途のうち2階以下かつ1,500㎡以下の場合に限り適用可能。  
3) については、用途制限表に定める用途のうち200㎡以下の場合に限り適用可能。  
4) については、物品販売店、飲食店が制限禁止。

### 凡例

	都市計画道路
	他の都市計画施設
	都市計画公園
	第一種中高層住居専用地区 容積率 60% 10ha
	第二種中高層住居専用地区 容積率 60% 277ha
	第一種住居地域 容積率 60% 346ha
	第二種住居地域 容積率 60% 116ha
	準住居地域 容積率 60% 30ha
	近隣商業地域 容積率 80% 42ha
	商業地域 容積率 80% 33ha
	準工業地域 容積率 60% 290ha
	工業地域 容積率 60% 26ha
	計 1,170ha
	20-60 容積率 (基へ床面積の敷地面積に対する割合20/70-60/30を要す)
	用途地域別境界
	道路の境界から25m、50m後退した用途地域別境界
	容積率境界
	道路の境界から25m後退した容積率境界
	生産緑地地区 8.43ha
	防火地域 27.0ha
	準防火地域 159.0ha
	高度利用地区 7.8ha
	特別業務地区(第一種) 31.0ha
	特別業務地区(第二種) 24.0ha
	特別工業地区 26.0ha
	中高層階住居専用地区 49.0ha
	市街化区域
	市街化調整区域

(注) 都市計画区域(全市域1,273ha)  
市街化区域(市街化調整区域を除く)全域1,178ha  
市街化調整区域(淀川 95ha)

株式会社バスコ調整